

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年3月8日)

○ 小林博次委員長

こんにちは。

それでは、ただいまから防災対策条例調査特別委員会、開会させていただきます。

タブレットの中身は、配った文書を参考に開いてください。

それから、きょう、議員インターンシップ4名を含む傍聴者7名おりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、まず、前回の条文の修正で、情報の収集及び伝達の項で修正がありましたから、事務局から説明をいたさせます。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局の一海でございます。

お手元、紙資料をご用意してございます。骨子の素案の下のA3、1枚、右肩に(9)とございます情報の収集及び伝達等、提言ナンバー1、6とあります資料のほうをごらんください。

○ 小林博次委員長

よろしいですか。

説明してください。

○ 一海議会事務局主幹

前回の委員会でのご議論をいただきまして、正副委員長のほうでご検討いただきました。1カ所のご修正でございます。

ページ左側の第1項解説部分の中段、中ほどをごらんください。前回、市が災害情報の収集を行う際にドローンを活用することを明記したらどうかとのご意見をいただきました。これを踏まえまして、着色部分のように、小型無人機(ドローン)の活用との文言を加える形で修正をいただきました。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

ということです。これも特別に問題ないと思いますが、こういう修正をしました。これでよろしいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

それじゃ、次に行きます。

条文素案の検討で、前は説明だけ受けましたが、(20) 要配慮者等への支援、それから、(25) 業務継続計画、それから、(26) 石油コンビナート等の防災対策、この三つの条文を取り上げました。事務局から、またこのあたりをもう一回説明させます。

○ 一海議会事務局主幹

改めまして、議会事務局の一海でございます。

委員長、先ほどおっしゃっていただきましたように、ご案内申し上げます三つの条文素案につきましては、これまで委員の皆様からご意見をいただいてございました項目につきまして、これらに関係する規定の素案という形でのご準備をいただいております。

それでは、資料のほう、A3資料、右上に(20) 要配慮者等への支援とあります資料のほうをごらんください。

それでは、読み上げのほうをさせていただきます。

災害予防対策、要配慮者等への支援、第1項、市は、要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）の安全の確保及び被災後の生活の安定が図られるよう、自治会、民生委員、自主防災組織、要配慮者を支援する団体等と連携し、要配慮者及びその家族があらかじめ取り組むべき備え、災害発生時にとるべき行動等に関して啓発するとともに、要配慮者を地域で支え合うネットワークづくりを促進し、並びに要配慮者に配慮した避難所の確保及び生活支援の対策を図るものとする。

第2項、市は、要配慮者のうち避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。）に対し、災害時における避難の支援、安否の確認、救助等が円滑に行われるために、避難支援等関係者（同法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者をいう。）と連携し、地域の自主的な支え合いの取組を促進するものとする。

る。

用語、要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児など、特に配慮を要する方をいいます。

避難行動要支援者について、本市では、市内に居住する下記の方を避難行動要支援者としています。表のとおりでございます。

その下、避難支援等関係者とは、消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。

解説、第1項関係、東日本大震災、熊本地震を初めとする地震や集中豪雨による洪水などの災害時において、要配慮者に必要な情報が伝わらなかったり、円滑な避難が困難であったなど、災害時における要配慮者の避難対策が課題となりました。また、被災後に避難所や自宅で要配慮の方が安心して生活するための事前対策の必要性についても課題となりました。

大規模災害であるほど、行政が担う「公助」による対策には限りがあるため、みずからの命はみずからで守るという「自助」を基本としつつ、地域の住民同士で互いに助け合い、協力していただく「共助」の取り組みが、特に要配慮の方にとっては重要なものとなります。

このような地域での「共助」の取り組みを進めるに当たって、要配慮の方への支援を地域で担っていただくのが自治会や民生委員、自主防災組織等の皆さんであり、本市は、これらの方と緊密に連携を図り、要配慮の方とその家族があらかじめ取り組むべき備え、災害発生時にとるべき行動等に関して啓発するとともに、緊急時に要配慮の方を支援できる地域での体制づくりや、要配慮の方とその家族が地域の防災活動に参加しやすい環境づくりなど、地域で支え合うネットワークづくりを促進するための取組を行います。

また、要配慮の方が安心して避難生活を送ることができる避難所の確保、被災後の生活支援の対策についても進めていくこととしました。

第2項関係、要配慮者の中でも、みずから避難することが困難で、災害時において特に避難支援が必要な方を、避難行動要支援者といいます。

避難行動要支援者の方が災害時に円滑に避難していただくためには、日ごろから、避難行動要支援者を支える関係者が避難支援に必要な情報共有を行うなど、地域で「共助」の輪を広げる取り組みを進めていただくことが大切です。

よって、本項において、本市は、避難行動要支援者の方に災害時における避難の支援、安否の確認、救助等が円滑に行われるよう、避難支援等関係者と連携し、地域の自主的な

支え合いの取組を促進することを規定しました。

1人でも多くの避難行動要支援者が、家族の理解や協力もいただき、避難支援等を受けるために必要な本人情報を、災害対策基本法に基づいて、避難支援等関係者に提供することに同意していただけるよう、本市は、情報提供の重要性を積極的に啓発するとともに、避難支援等関係者が地域で活動しやすい環境を整えるための支援も行っていきます。

平成25年6月に改正された災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村長に義務づけ、避難行動要支援者本人の同意が得られれば、災害に備え、名簿情報を避難支援等関係者に提供できることとなりました。避難行動要支援者名簿の情報を利用して、地域での見守り活動や防災訓練の実施などに生かしていただきます。

以下、三重県の条例、他自治体の事例をつけさせていただくとともに、最後のページに避難行動要支援者に関する補足資料のほうをおつけしておりますもので、ご参考としていただければと存じます。

それから、なお、以前にも申し上げさせていただいてございますけれども、本条文中に他の法律の引用でありますとか用語の定義がございますが、これらの表記につきましては、改めてある程度条文全体が整ってきた段階で、用語の定義とあわせまして精査のほうをさせていただきたいというふうに存じます。

続けてよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員長

引き続き、25。

○ 一海議会事務局主幹

それでは、次の条文、お手元、A3、右上に(25)業務継続計画とあります。こちらのほうの資料をごらんください。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

始めてください。

○ 一海議会事務局主幹

読み上げいたします。

災害予防対策、業務継続計画、第1項、市は、災害が発生した場合における市民の生活の安定を図るため、業務継続計画（市民生活に密接に関係する優先度の高い業務を継続し、または早期に復旧させるため、災害対応業務及び必要通常業務の位置づけ並びに関連性を明確にした計画をいう。以下同じ。）を策定するとともに、当該業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2項、前項の業務継続計画に定める重要な事項は、別に規則で定める。

第3項、市長は、災害及び災害対策により通常時に実施する市の業務を実施することができないとき又は実施するいとまがないときは、当該業務を休止し、業務継続計画に定めるところにより、市民生活に密接に関係する優先度の高い業務を優先することができる。

解説、第1項関係、いざ災害が発生した場合において、本市は、通常時に行う業務に加えて、緊急輸送の確保や罹災証明書の発行など、被災後の初動活動や災害応急対策の実施が不可欠であるため、これら膨大な業務量の全てを現状の職員や物資等の行政資源で行うことは大変困難な状況となります。

このような状況下においても、市民の皆さんの生活を少しでも早く安定させるためには、行政が行う業務の中で、特に市民生活に密接に関係する優先度の高い業務については、できる限り維持・継続し、または早期に復旧することが求められます。

本市では、災害発生後において、あらかじめ優先されるべき災害対策業務と継続すべき優先度の高い必要通常業務を「非常時優先業務」として選定することにより、適正な業務執行ができるよう、平成23年3月に「四日市市業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」（地震編）を策定しました。

業務継続計画を策定することについては、災害対策基本法などの法令に規定がないため、本条例で明確に位置づけるとともに、実践を想定した訓練や点検などを実施し、その実施状況の検証を行いながら、必要に応じて計画内容の見直しを行うことを規定しました。

第2項関係、本項では、非常時優先業務の整理など、業務継続計画の中核となる重要事項について、別に本市規則で定めることとしました。

第3項関係、災害発生後においては、市民生活への影響が大きい非常時優先業務に、限られた職員や物資等を優先的に投入する必要があるため、優先度の高くない通常業務については、やむを得ず休止せざるを得ない状況も想定されます。

このようなことから、本項において、災害や災害対策により通常時に実施する市の業務

を実施することができない場合や、実施するいとまがない場合については、市長は、通常業務を休止し、業務継続計画の定めに従って、市民生活に密接に関係する優先度の高い業務を優先することができることを規定しました。

なお、右側の実際の事例の中で熊本市の事例がございますけれども、昨年、行政視察の際に熊本市で業務継続計画に特化した条例を検討中とのご説明をいただいておりますが、現在、熊本市議会において条例案が上程中とのことをごさいますして、その一部を掲載させていただきます。

こちらの情報は以上でございます。

続きまして、右肩に（26）石油コンビナート等の防災対策とあります資料のほうをごらんください。

それでは、読み上げさせていただきます。

○ 小林博次委員長

説明してください。

○ 一海議会事務局主幹

災害予防対策、石油コンビナート等の防災対策、第1項、市長は、次に掲げる事業所（以下この条において「石油コンビナート等特定事業所」という。）と災害防止協定を締結するよう努めるとともに、当該災害防止協定に定めるところにより、防災計画書の提出を求めるものとする。

第1号、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84条）第2条第6号に規定する特定事業所。

第2号、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域以外の区域に所在する事業所のうち、規則で定める基準を満たすもの。

第3号、前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業所。

第2項、石油コンビナート等特定事業所は、前項の防災計画書に基づく防災対策の取り組み並びに緊急時の連絡体制及び避難体制について、近隣住民との情報の共有を図り、理解を深めるよう努めなければならない。

解説、第1項関係、石油コンビナート等特定事業所では、石油コンビナート等災害防止法や消防法のほか各種の法令に基づき、あるいは事業所内での自主的な取り組みにより、

日頃から防災対策を行っています。

本市では、コンビナート災害を未然に防ぐとともに、災害発生時の被害拡大を防止するため、昭和43年以降、コンビナート事業所と「公災害防止協定」を締結してきました。その後、昭和50年の石油コンビナート等災害防止法の制定を機に、災害と公害を切り分けて「災害防止協定」として新たに締結し直し、また、平成27年3月には、地域住民の安全を高める企業防災が行われるための協定内容の見直しに伴い全協定事業所と再締結するなど、協定先の拡大や見直し等を行いながら、現在に至っています。平成30年3月時点で36社37事業所と締結。

沿岸部に日本有数の石油コンビナートを有する産業都市である本市の特色を踏まえると、本市において、石油コンビナート地域等における防災対策の充実は不可欠であるため、新たに設置した事業所との災害防止協定の締結を行うことは、石油コンビナート地域を初めとした本市の防災力を高めることにつながります。

そのため、本項においては、本市が石油コンビナート等特定事業所と災害防止協定を締結するよう努めることを条例で明確に規定するとともに、その協定に定めるところにより、防災計画書の提出を求めることを規定しました。

なお、災害防止協定を締結する対象となる石油コンビナート等特定事業所は、石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所と、石油コンビナート等特別防災区域以外の区域に所在する一定の施設規模や一定量の危険物を取り扱う事業所で規則に定める基準を満たす事業所等とします。

第2項関係、本市は、石油コンビナートの周辺地域を初め事業所と住宅地が近接する地域が多いという特色があります。そのため、石油コンビナート等特定事業所は、日ごろから、第1項の防災計画書に基づく防災対策の取り組みや、緊急時における連絡体制や避難体制について、近隣住民との協議を行う機会や、事業所が地域における防災活動の取り組みに協力していただく機会などを通じて、近隣住民との情報共有を図り、理解を深めるように努めていただくことが重要であることから、本項を規定しました。

石油コンビナート等特定事業所において日ごろから取り組まれている防災対策が、自治会や消防分団など地域で防災活動に携わる組織等を通じて近隣住民の方により周知され、理解されることにより、近隣住民の方の安心感や防災意識が高まることが期待されます。

本市の石油コンビナート地域においては、「南部工業地域環境安全協議会」、「霞ヶ浦地域公災害防止協議会」の二つの協議会を設置しており、本市においても、コンビナート

事業所、近隣住民との間での意見交換や事故発生時の連絡体制の確立に取り組んでいます。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとう。

それじゃ、ご質疑、ご意見がありましたら、順次お願いいたします。

追加説明はええな。質疑でよろしいな。

○ 加納康樹委員

細かいところなんですけど、文言の使い方で気になったところが1点だけありまして、いっぱい出てくるんですけど、最初に出てくるところでいくと、20の要配慮者等への支援のところ、まず、条例のところ、左の点線括弧で第○条、市はと、こうスタートして、4行目あたりで「あらかじめ取り組むべき備え」という表現があって、これはそれでいいんですけど、その2項の下から2行目のところからいっぱい出てくるんですけど、「自主的な支えの取組を促進するものとする」という、ここの取組みは「取組」で、「り」も「み」もついていないんですけど、取り組むでいくと、取組みというのは、私は「り」と「み」がつくほうがこの取組みなんじゃないかなと。この「取組」って番付の取組、大相撲の取組の「取組」じゃないかと思うんですけど、この辺の使い方というのは専門的にはどうなのでしょう。

○ 小林博次委員長

この辺はそっちやな。事務局から説明させます。

○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

事務局の渡部です。

公文書で取り組むという言葉を用いる場合、実は、一番固い、かちつとしたパターンでいくと、「り」も「む」も使わないと、漢字だけで「取組」という言葉を使います。ただ、それが絶対かというとはそうではなくて、基本的にはそうするということになっておりますけれども、という状況です。

○ 加納康樹委員

今ので、「取り組むべき」と書いてあるのがあって、その後で番組の取組の「取組」になっちゃうというのは、これはどうなんですか。例えば、じゃ、「取り組むべき」の「り」は取っちゃうものなのかなとか、その辺の使い方って、何か正式なルールはないんですか。

○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

説明不足で申しわけございません。

1項の場合は、「取り組むべき備え」ということで、「り」を抜いて「む」だけつけるパターンもしばしばございまして、ちょっと全体的な整理をかけさせていただく中で、同じ条例の中で同じ言葉を使っている場合に不整合が起きないように、最終的にちょっと整理をかけさせていただきたいなと思ってございます。

○ 加納康樹委員

それ、最終的なところは専門家の方にお任せしたいと思いますが、個人的な意見でいくと、この「取組」は、何か素人的には、番組の取組にしか見えないんで、「り」と「み」をつけていただけるとうれしいなということだけ意見だけ言っておきます。

以上です。

○ 小林博次委員長

ほかの用語の使い方も、最終、全部、整合を図っていきますので、よろしく。

○ 山口智也委員

20の要配慮者等への支援についてなんですけれども、まず、骨格部分で私、ちょっと感じましたのが、この説明文の中にもあるんですけれども、この要配慮者への支援というのは、やはり共助の部分が非常に重要であるというご説明があるという中で、この本文に、第1項も第2項も主語が市はとなっているんですけれども、やはりここは、できることであれば、共助の部分を一つ主語をつけ加えるということも必要ではないかなというふうに感じます。

例えば、資料の次のページに大阪市の例を挙げていただいておりますけれども、この大

阪市の場合は、市がまず主語に来て、次に、ここでは自主防災組織はとなりますけれども、それが二つ目に来て、最後は要支援者はと、こういうふうに分けて主語があるわけですね。公助ばかりが主語になっているというよりは、やはり実際、要支援者名簿の作成などは、その地域の民生委員さんや自治会、自主防災隊の皆さんが作成をしていただいておりますので、なかなか強く、努めなければならないとかという部分で書くのは難しいかも知れませんが、しっかり協力をしていただくという意味で、一つ共助の組織を主語にするというのは必要ではないかなというふうに個人的には感じます。

○ 小林博次委員長

ちょっとそのあたり、交通整理の意味も含めて、危機管理監から説明してくれるかな。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

確かに、議員おっしゃるように、この条例の目的は、市だけではなくて、実際に住民の方のことについても触れるということになれば、こういった形で書いて努めるとか、ただ、努めるって書くのがどうかなというのは、少し文言の書き方は、努力義務を住民の方とか、あと団体の住民、地域団体の方に課すような形の書き方、最後の文言は少し考えないといけないかわかりませんが、ここへ書いていただくというのはいいかなというふうに私どもは思います。

○ 小林博次委員長

これ、関連、ありますか。

○ 早川新平委員

ここの要配慮者への支援って言って、私は、条例をつくる文章はそれなりの指摘があつて直していかなあかんところはあるんやけれども、一番の欠陥というのが、ここで民生委員とか、それから、ここの助けるほうが、1人では絶対無理なんで、結局、民生委員さんが持つておる要支援者とか、そこの情報の共有が非常に難しい。垣根があつて、個人情報やから教えられないとか、平時ね。だから、それは事前に災害が起きる前から共有を地域でやっておかんと、絵に描いた餅になるんじゃないのかというのが、それを非常に危惧し

ているんです。

だから、この条例の文章に云々というところではないんだけど、条例をつくるのであればこういうことであり、そこからその先の実施要綱にそういった妨げになるもの、そういったものが何とかしていかないかなのかなという気はずっと持っているんですけども。これが条例文にそぐうかそぐわないかというのはちょっと難しいんですけども、やっぱり要配慮者とか要支援者を助けるという意味では目的は一緒やと思うんですよ。だから、実施要綱とか、そういった意味のところはやっぱりちょっと配慮していただきたいなという思いはあります。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 山口智也委員

今、早川委員がおっしゃった実施要綱の部分で、私もそこは具体的にやっぱり記していかねえかなというふうに思っていて、骨格部分は、先ほど申し上げたようなことなんですけれども、説明のところ、実際に、名簿の定期的な更新ですとか、また、個別の計画の策定ですとか、こういったことは非常に重要な内容ですので、説明のところ、しっかりそういったことも、大阪市なんかは記載しているんですけども、こういうところも必要なのかなというふうに思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

これ、見ていまして、要配慮者と避難行動要支援者の方、要配慮者は、避難される避難所の関係で、例えば高齢者だったり障害のある方、そういう事業所さんが必要になってくるわけですね。結局、指定避難所へ避難いただいても非常に難しいケースだと思いますので、ここでそのような、要は事業所さんが全く入っていないというので、実際に例えば避難訓練でも、近くの高齢者の施設であったり、そういったところの福祉施設等と一緒に訓練もやっついこうという空気は今あると思うんですね。そこら辺が少しあったほうがいいかなと思うんですけど、その辺がどうなんでしょうか。

○ 小林博次委員長

そうやな。これは危機管理監のほう、少し説明、加えるか。ええか。福祉部のほうがやるの。永田さん……。

○ 永田健康福祉部長

今お話しのご指摘の件は、2次避難所、福祉避難所と呼ばれている部分の訓練ということでおっしゃっていただいていると思います。これはこれまでも本会議等でもご指摘があって、訓練は進めるようにこちらもご協力を求めていくというようなお答えをさせていただいておりますので、どのような表現であるかというのは少し検討が要るかと思いますが、そういう訓練を進めるということは必要性はあるのかなと思っております。

○ 伊藤嗣也委員

訓練を進めるのはいいかなと思って、訓練をするということは、実際に起こったときに、そのようにいくようにするために訓練をするわけですね。ですから、どうもやはりその辺が、行政側がそのような2次避難所の事業所さんのほうとの話ができていないように感じております。

実際に支援をする側の関係者の方に聞きますと、助けに行った方たちをどこへお連れしたらいいんだというのがやっぱりとても大事だという声が大きいですね。ですから、今の答弁では、訓練だけやっておればええというふうに聞こえてしまうので、ここはもう少し実際に応じた形をある程度織り込んでいく必要があるんじゃないかなというふうに申し上げたいと思うんですけれども。

○ 永田健康福祉部長

これまで訓練の関係のお話ですと、私どもからマニュアル的なものといいますか、見本のようなものをお送りして、避難といいますか、避難所受け入れの体制を計画していただくというのをまずつくっていかうという、今、段階であると思います。その計画をつくる中で、具体的にあいているスペースがどこであって、どこへ寝ていただくのかというのは、その計画の中でより具体化していく中でお話をしていくことにはなろうと思います。おっしゃっていただいている部分は、具体的なこととしては必要であると思いますが、それについてはこちらから継続して働きかけをしていくということになると思います。

○ 伊藤嗣也委員

せっかくこのような条例を議会で作っていくわけですので、文言の表現は特に問いませんけど、全くそういう2次避難所の事業所さんのことが入っていないので、別に条例の文言でなくても、逐条解説の部分でも結構でございますので、正副委員長のほうでご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○ 小林博次委員長

ちょっと言ってしもうたけど。

○ 山口智也委員

済みません、今の伊藤嗣也委員のご指摘なんですけれども、自分としては、22の避難所の整備等という項目があるので、そこなのかなという気もしますけれども、どういうふうに整理していったらいいのかなと。避難所の整備の中にも福祉避難所も当然入ってくると思うので、そこで今のようなご指摘というのは重要な部分だと思うので、やっぱり加えていったらどうかなというふうに思いました。

○ 小林博次委員長

その22で整理すればええと、そういうことね。

○ 山口智也委員

個人的には思いました。

○ 小林博次委員長

そうですね。どこかで整理するということで、これ、現実には、健康福祉部長の答弁を聞いておっても、やっぱりどんなふうに具体的に計画を立てて、だから、福祉避難所といっても今使っているわけで、使っているところへ押し込む。そうすると、本当に入るのかどうか、だから、どのくらい入るのか、どこへどのくらい行ったらええのか、こういうのをもう少し具体化せんと、いざというとき、役に立たんような気がする。だから、そのあた

りも含めて、条例づくりも、それから実態を伴うような、そういう整理なんかもしてもらいたいなというふうには思っているんですけども。

ほかはよろしいか。

(なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、今出ている意見とか質疑内容については、後日整理させてもらって、また提案させてもらう、そういうことにさせていただきます。

じゃ、ほかにご意見はありますか。なければ、次へ進めていきたいと思いますが。

○ 森 康哲委員

違う項でもいいですか。

○ 小林博次委員長

いいですよ。

○ 森 康哲委員

石油コンビナートのところで、右側のページの解説の薄い部分、南部工業地域環境安全協議会と霞ヶ浦地域公災害防止協議会ってあるんですけども、第2コンビナートのところは何にもないんですかね。これ、南部というのは塩浜のほうの第1コンビナートを指していると思うし、霞というのは第3コンビナートを指していると思うんですけども、第2コンビナートの部分というのは何にもないんですかね。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

先ほどお尋ねの点につきましては、直接このような協議会という設立はありませんけれども、橋北地区市民センターを中心に、例えば午起地区とか、港地区もそうなんですけれども、ある小さいちょっとエリアといいますか、そちらでの意見交換等も行われているものと承知しています。

○ 森 康哲委員

ここの中には記載はされていないけれども、実態としてはそういう連絡協議会みたいなのはあると。

○ 蒔田危機管理室長

森委員ご指摘の会合体、会議体のようなものはあります。

○ 森 康哲委員

実態とちょっと文言と整合性がとれないということがあるので、そこら辺、カバーできるようなことが何かつけ加えるといいんじゃないですかね。総称的でもいいので。

○ 小林博次委員長

預かって整理します。

何か関連することはありますか。よろしいか。

(なし)

○ 小林博次委員長

それでは、次に進めていきたいと思います。

次に、ここもこの前、資料を全部お渡しをしましたが、ナンバー19、21、22、23、24、これの質疑に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

19は防災に関する知識の普及と、それから21が避難対策、22が避難所の整備、23がボランティア活動の支援、24が豪雨等の浸水対策、こういうことで議論を進めさせていただきます。

補足説明はありますか。追加資料に加えて。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

先ほど委員長からもございましたが、資料をちょっとたくさん今日、ご準備させていた

だいておりました、再掲という形で今回も上がっておりますので、簡単に振り返りということとさせていただきますと思います。

タブレットにつきましては、特別委員会の01防災対策条例特別委員会、それと、きょうの3月4日付ということで、ちょうど私どものほうの資料につきましては、07危機管理監のほうをおあけいただきたいと思います。ページ数につきましては223と、ちょっと膨大でございますので、そのうちこの項目に、今回の項目に当たりますのは91ページからでございます。

91ページからは、これも実際、各世帯のほうに配付をさせていただいております家族防災手帳の写しということで、大人版とこども版ということとずっと続いております。

それと、少し飛びますけれども、163のほうへお移りいただきたいと思います。

163ページからは、本市における過去の地震災害事例ということで、これを記載させていただいておりますし、あと、2ページ送っていただきますと、全国の地震災害の事例、それと、最後になりますけれども、169ページからは地域防災計画でも記載をしてございますけれども、液状化の危険度分布図ということでつけさせていただいております。

こちらの関連につきましては以上でございます。

○ 小林博次委員長

それと、傍聴者1名ふえました。

質疑があれば、順番にお願いします。

順番にいきましょうかね。それでは、19の防災に関する知識の普及、ここからご論議いただきたいと思います。

特に19はいいですか。

○ 山口智也委員

条例案は今度のときですかね。

○ 小林博次委員長

その次ね。

○ 山口智也委員

きょうは質疑ですね。

○ 小林博次委員長

きょうは質疑、資料に対する質問。

○ 山口智也委員

わかりました。

○ 早川新平委員

91ページの防災に関する知識の普及等というところで、家族防災手帳とか、そのところが出てはいるんですが、現実一般の市民の方って、避難勧告と避難指示はどちらがより、気象でいうと、注意報と警報というところの認識というのを、15人ぐらいのところでは半々、50%だったんですよ、認識率が。だから、そういう普及率、知識の普及率というか、そういうものもひとつやっていかんと、伝わっていかんのではないかなって。気象予報で注意報と警報という、ほとんどの人が警報のほうが危険度が高いという認識があるんやけれども、避難勧告と避難指示って、まるっきり50%、要は、50%ということは、50%の方が反対の認識をしていたというのが現実1年ぐらい前にあったんですよ。だから、そういう防災に関する知識の普及等というところでやはり、気象予報やないけれども、注意喚起の重大さ、現実の重大さというのは、これは僕は普及していかなあかんというふうに痛感したんですけれども、その対策って何かやってみえますか。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

早川委員のほうからは、市が発する避難情報の種類が、今も現行3種類ございます。軽いといいますと、一番初手に出すのが避難準備・高齢者等避難開始、それと、先ほどおっしゃられた避難勧告、それと最終が避難指示（緊急）という三つを市のほうが出すことになっております。本件につきましては、出水期前は夏の梅雨時期ぐらいのあたりに広報紙等でもやっておりますし、私たちのホームページのほうでも掲載をして、引き続きこの件については啓発を継続しております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ご説明ありがとうございました。

おっしゃるとおりなんですけれども、市庁舎、市長部局におると、皆さん、もう全部認識されているんで、そんなこともわからんのかというような前提で話をしているんですよ。だから、情報というのは、31万市民にここからどういうふうに理解をしていただくかという、その気持ちがないと、どこまでなっても、これ、改善率、非常に悪いと思っています。

それは、僕、先ほど言うたのは、ある自治会の会合の中でそれを言うたんです。避難勧告が一番厳しいんやろうって、こういう答えがあったんで、今の前例を出させてもろうたんだけど、そこの用語だけまず知らないと、重要度というのは認識できていないんでね、避難命令というのはよくわかっていたんですよ。これはせなあかんよなど。そういった部分で広報の仕方、これは危機管理監だけではなしに、いろんな意味で広報は大事やなというふうに思っています。ですから、その理解率を上げられるようには少し努力をしていただきたいな。逆にいえば、自治会レベルとか、そこからいってトップダウンで落とすしていくとかという方法、そういったことも考えていただきたいと思います。

以上。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

早川議員おっしゃるように、知識の普及というのは、私ども、去年ですかね、アンケート調査、自治会さんをお願いして、組長さんをお願いして、アンケート調査をしたんですが、家族防災手帳自体の認知度もかなり低かったというのもございますので、これについては、正直申し上げて、広報よっかいちとかいろんなものに載せていますが、各地域の、おっしゃられたように、地域の方たちにもご協力いただいて、粘り強くこれは啓発を進めていかないと、なかなか浸透はしていかないのかなと思っていますので、今後、粘り強く浸透していきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 小林博次委員長

19の質疑はそんなところですか。

それでは、21に移ります。避難対策。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局、一海でございます。

資料はお手元の一覧に記載のとおり、09の再掲、議会事務局、こちらのほうをおあけください。こちらの資料は全て避難対策に関する資料でございます。

28分の2ページのほうを、表紙の次のページでございます。28分の2ページ、ごらんください。

前回、こちらの各自治体の事例という形で大きく、家族等における取り組み、自助の部分です。いざというときに自分自身で逃げていくための事前の備えでありますとか、家族との話し合いでの事前の対策などの部分、それから、(2)として地域における共助の部分、ここは先ほどの要配慮者等の支援の部分にも関係する部分でもございますけれども、お隣さんとかご近所同士での協力という中で共助の取り組み、それから、最後の(10)、(11)では事業所における自主的な取り組み、一部、行政なんかとも連携しました取り組みということで大きく三つの部分、各事例のほうを挙げさせていただきました。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

資料に対する質疑があれば出してください。

○ 森 康哲委員

この質疑で、ちょっと前のところ……。

○ 小林博次委員長

戻る……。いや、ちょっと待ってくださいね。

○ 森 康哲委員

聞きたいことがあったんです。

四日市市で起きた地震のところの被害が掲載されている部分なんですけど、甚大な津波の被害があったとしか記載がない部分がほとんどなんですよ。具体的な被害が地震による

ものの被害しか書いていないので、津波による被害というのはどんな被害があったのかというのがわからないんですかね。

○ 小林博次委員長

いやいや、わかっている。

○ 森 康哲委員

わかっているんですか。

○ 小林博次委員長

うん。答弁してくれる。

○ 山下危機管理監

管理監の山下でございます。

正直申し上げまして、ここに書いてあるところのところまでしか私ども認知をしていないところでございますので、今後ちょっと調べさせていただきたいなど。どこまで調べられるかちょっとわかりませんが、一回確認はさせていただきます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

何が言いたいかという、その後の地震だけが被害じゃなくて、液状化して、緊急避難道路が通れやんようになった場合にどうするのかとか、避難路をどうするのかというところにも影響があると思うので、できれば大きな地震が起きたときの被害が四日市市ではどんなふうにしたのかかわかるようなものを用意していただくとありがたいんですけれども、お願いしたいと。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

できる限り資料等めくって、調べてみたいと思います。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

液状化の調べたやつはないんやろう。

○ 山下危機管理監

済みません、あるかないかも含めて、一度、過去の例も調べてみたいと思います。

○ 小林博次委員長

過去にしぶとく迫っても、調べる要素がちょっとないんで、実際には、森委員が指摘されるみたいに、液状化で東南海地震のときは道路が走れなかったよと、通れなかったよということと、それから、津波って全然来てなかったよというのは報告としてはあるんやけど、それじゃ、液状化ってどの場所がだめやったんかと、一般論的にいえば全体がだめになるんやけど。

○ 山本都市整備部長

平成13年から17年まで防災におりましたもので、そのときにも防災特別委員会が設置されたことがありましたので、そのときにちょっと調べさせていただいたことがあります。ちょうどまだ市史編さんにかかわった方々がおられましたので、ちょっとヒアリングをかけたんですけども、やはり伊勢湾台風やらその辺のもろもろで書類が非常に紛失というか、流出しておるようなこともあって、口承で伝わっていることはあるけれども、書き物が比較的ないんだよというのを教えていただいておりますもので、当時の防災特別委員会のほうでもちょっと探しましたが、確固たるものをよう見つけませんでしたというような報告をさせていただいたことがございます。

委員のおっしゃるのは本当にそのとおりなんですけど、ちょっと残念ながら、そのときもよう見つけなかったというのが私の経験でございます。

○ 小林博次委員長

そういうこともあるんやけど、可能な限り、資料は出してください。

危機管理監にお願いしておくんやけど、そのときの体験をされた人というのはまだ生きている、少なからず、少し生きていると思うんやわね。だから、そういう人たちに状況を

聞いていただくというようなことは本当に必要だと思うんやわね。あるいは、企業の関係者がそのときの記録を持っている可能性もある。一般の人たちは持っていないと思うんやが、だから、ちょっと努力、汗をかいていただけますかね。最大限努力すると、そんなことでよろしく。

○ 山口智也委員

じゃ、避難対策のところなんですけれども、資料の中で地域等における取り組みということ、共助の部分で、いろいろ先進的な取り組みが資料であるんですけれども、本市の場合は、地域ごとで、特にこの地域は地域として独自の取り組みをしているよとか、そういった事例がもしわかりやすいのがあったら、ちょっとひとつ教えていただきたいんですけれども。

○ 小林博次委員長

首ひねる……。ひねってもええで、ちょっと答えてくれる。

○ 蒔田危機管理室長

山口委員のほうからは、具体的に地域独自の取り組みは何かないかということですので、これも済みません、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○ 山口智也委員

多分、これはこれからやっぱり本市もしっかり取り組んでいかなあかんところなんかなということだと思っているんですけれども、でも、まず自助というところでは、これも先ほどの知識の普及のところの家族防災手帳のところにも、各家庭での避難経路とか、そういった避難場所とか、記入する欄があるので、この19のところでも21のところでも、やっぱり家族防災手帳をしっかり活用してというのはしっかり盛り込んでもらったほうが、説明のところでも言ってもらったほうがいいのかと思います。その後の共助の部分は、しっかりこれから全市的に力を入れていかなあかん部分なのかなと思います。

○ 早川新平委員

今、山口委員の指摘で各地域でって、全市的にも行われておるのか、自分のところだけ

独自なのかというのがわからないんだけど、避難対策として避難訓練のときには、富洲原地区は中学生に全部手伝ってもらっている。特に海岸べりというのは、津波避難に関して中学校の屋上へ行く。そうすると、外づけ階段とか、お子さんとか、ベビーカーの方たちを中学生が上げてもらっている。これが全市的にも行われているのか、エリア的なのかは、我々はわからないんですよね、同時に要するに見えないんだから。だから、そういったいいことは全市的にやっぱり広めていかんと、うちだけ独自ですからいいことをやっていますやなしに、全市的で31万市民のために情報共有をして、いいことは取り入れればいいかなと私は思って、これは一例としてね。

○ 小林博次委員長

避難対策で何かありますか。行政側は何かある。特別にないね。

(なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、その次の22番、避難所の整備、これに移りたいと思います。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室、蒔田でございます。

22番の避難所の整備等ということで、資料につきましては先ほどの続きとなります。223ページ分の171となりますので、171からおあげいただきたいと思います。

こちらのほう、表の形式ではございますけれども、指定避難所、緊急避難所、津波避難ビルの一覧ということでおつけをさせていただきました。

続いて、約10ページほど飛びます。ページは182ページとなります。

こちらにつきましては、指定緊急避難場所の一覧ということで、これも同じように表形式です。つけさせていただきます。市内にある指定緊急避難場所の一覧です。

続きまして、少し送っていただきまして、ページは187へ進みます。

こちらにつきましては、備蓄資機材等の一覧でございます。

少し進みます。189ページ、こちらにつきましては、地区別の防災資機材等の基本配備一覧表ということで、これも表形式になっております。

それと、約20ページほど送っていただきたいんですけども、ページにつきましては207ページ。

207ページのほうにつきましては、防災井戸の部分と浄水器、それと特設公衆電話という設備を進めておりますものにつきまして、お載せをさせていただいております。

こちらにつきましては以上でございます。

○ 今村教育施設課参事兼教育施設課長

教育委員会教育施設課長の今村です。よろしく申し上げます。

引き続き、22番の避難所の整備等という形のほうで、タブレットのほうにつきましては10の教育委員会のほうをごらんください。

今回、小中学校における貯水槽という形のほうで設置状況という形のほうでありましたので、今回、貯水槽につきましては、上下水道局のほうで設置していただいております耐震型緊急用貯水槽という形のほうで、50 t級のほうにつきましては、河原田小学校と富田中学校のほうに設置のほうがされております。そのほかに、小中学校におきましては、受水槽を各学校のほうに、小学校につきましては38校中33校、それから中学校につきましては、全22校中20校という形のほうで設置のほうがされております。

では、次のページをごらんください。

マンホールトイレの設置状況という形のほうで、公共下水道接続に伴いまして不要となった浄化槽を災害用の便槽として利用しておる状況でございます。平成26年度の四郷小学校から、今年度、内部小学校まで、4校のほうの整備のほうを行わせていただきました。今後の予定としましては、八郷小学校のほうを33年に予定している状況でございます。

では、もう一ページめくっていただきますよう、よろしく申し上げます。

最後に、他の自治体で一つの小中学校に複数の体育館を建設された事例という形のほうでありましたので、県と文科省のほうに問い合わせたところ、データというのがないということでしたので、インターネットでヒットした情報について問い合わせた内容が記載をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

資料に対する質疑がありましたら出してください。

○ 森 康哲委員

貯水槽なんですけど、小学校は2校、河原田小学校とどこでしたっけ。もう一校だけやと思うんですけど、これは拡大する方向なのか、2校だけというのであれば、設置した理由を教えてくださいんですけど、そこだけ設置したというのは、何か理由はあるのか。

○ 小林博次委員長

今村さんが答弁するのか。誰。

○ 若林上下水道局技術部長

上下水道局、若林でございます。

今、緊急用貯水槽のことでご質問いただきました。現在、市内には13カ所、沿岸部を中心に設置をしておるところでございます。これは、液状化等で道路状態がよくない場合でも、徒歩で、なるべく近くに貯水槽があって、そこへ給水、拠点給水として水をとりに行っていていただくということで、約半径1.5kmというような形で選定をしまして、それが今、学校では富田中学校と河原田小学校というようなことで設置をしておるものでございまして、一応、市内13カ所で設置は完了ということで考えております。

○ 森 康哲委員

完了ということは、拡大していくつもりはないと。ただ、給水車で回り切れない予測もあるわけですよね。液状化ということも今まで議論をしてきた中でも出てきているので、そう考えると、やっぱりより拠点多くあれば、何重にもセーフティーがかけていけると思うんですけども。

○ 若林上下水道局技術部長

委員がおっしゃるように、拠点はたくさんあったほうがいい、それはそのとおりだと思っております。今回、小学校、中学校の受水槽というようなことで資料を教育委員会さんのほうでつけていただいたかと思っております。非常時にはこれも水、飲める水としてご利用いただけるんだと思っておりますし、いろんなことを複数対策を考えていくべきかなとは思っておりますので、まずは緊急貯水槽については一つの拠点として大きく配置をしたところで

ございますので、その他の部分についても、今後、いろいろと考えていくのかなというふうには思っております。

○ 森 康哲委員

実際に羽津地区の防災訓練のときにあったんですけど、受水槽の場合は、夏休みに訓練すると、3日、4日で受水槽の水が腐って使い物にならないということもありましたので、長期、受水槽の水が動かない期間が想定される場所への対応というのは考えていかなあかんと思うんですけども、そういう意味で、普通の水道管がずっと流れているところを緊急遮断弁で貯水槽になる仕組みというのは有効的なのかなと思いますので、受水槽だけで担保するんじゃなくて、貯水槽をやはり拡大していくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ 倭上下水道事業管理者

トータルで私のほうからちょっと説明させていただきたいと思います。

震災時に水って基本的なところで極めて重要だと認識しております。今、若林のほうから答えさせていただきましたが、まず、沿岸部については13、これ、耐震型の緊急の貯水槽ということで、市内の12万人の方の3日分の飲料水というふうなところでまずは備蓄をさせていただいておるといものと、もう一つ大きなところで配水池がございます。配水池に遮断弁をつけさせていただいて、緊急の折にその水を給水に使うというところ、これは一応今の考え方としたら、31万人の方の10日分のまず飲料水と、それから、徐々に生活に関する水も必要になってくるというところでの配水池に貯留するような形で給水をとるところで、例えば避難所に水をお持ちするというような考え方、一つはその場所に拠点として給水をする。あとは、避難所のほうにこちらのほうからタンクに乗せて給水をさせていただくと、大きくこういうやり方がございますけれども、それに加えて、今、教育委員会のほうで、やっぱり受水槽をそういう貯水に利用するというところで、これ、実際、毎年整備をさせていただいておるとい状況でございます。

今、上下水道局といたしましては、耐震型の緊急用の貯水槽、それから配水池の遮断弁をしての給水というところが、基本的に配水池と緊急用の貯水槽については、一応これで整備は、この内容でお願いしたいというふうに考えてございます。ただ、そういう給水というと極めて大事でございますので、今回の一般質問でも、今おみえになる村山委員のほ

うからご指摘いただきましたけれども、今の例えば、当然、水道管がございますので、全ての水道管が震災が来たときに、一つは全てが被災するわけでもないというところもございますし、実際、被災をしても、こちらといたしましては、まず、本管からすぐに復旧に当たるという中で、そこから例えばその周辺の配水の本管の周辺にある避難所でありますとか、学校、公園、各地区の方への給水というふうなところで給水栓を設置するというふうなところも有効な手段であるというところでお答えをさせていただきました。こちらとしても、他都市の状況も今把握する中で、具体的にどういうルートがいいとか、どういった場所がいいかと、そういうところを今検討に入らせていただいたというところがございます。

それと、あのときお答えさせていただいたのは、例えば市内にございます6000の消火栓がございます。消火用の消防の関係の。これについても、実際それをこういった被災のときに利用するという手立ても考えられますので、あらゆる面で特に各市民の方の生活に近いところの給水というふうな手段も考えさせていただいておりますので、トータルでやっぱり市民の飲料水の確保というふうなところを検討していきたいと思っています。

以上です。

○ 森 康哲委員

この防災の委員会で益城町と熊本市の視察をした折に、各避難所の小学校や中学校にそういう貯水槽、緊急遮断弁つきの水道管から立ち上がっている貯水槽、これが有効であるということで、各避難所に設置してあるところもあったし、これからするところもあった。これはかなり有効なんだという説明を受けて、僕らは帰ってきているんですよ。これだと、ぜひ四日市市でも採用したらどうかなというのを視察してきたんで、それが四日市市においては河原田小学校に先進的についているじゃないですか。市民公園にもあるじゃないですか、同じようなものがね。

ぜひそういうのを、そればかりでも困るけれども、2カ所だけではなくて、避難所として考えているところへの対応としては、もう少し拡大していく必要性はあるのかなと。受水槽だけでは、長期にわたって使用しないときにたまたま災害が起きた場合には役に立たないということも考えられますので、それこそ何重にもセーフティーをかけていくべきだと思いますので、検討ぐらいはしていただきたいなと思います。

以上です。

○ 小林博次委員長

ちょっと口を挟むけど、若林上下水道局の部長から答弁があったけれども、各小学校の貯水槽、受水槽をつけて、そこから下へ給水しているわけやけど、ふだんにその生水を飲まんと水筒を持ってきて飲んでくださいと指示してあるわけや。教育委員会に聞くと、いやいや、それは毎日検査しているから安全やと。それ、毎日検査せなあかんものが、どうしてそういう地震のときに、例えば1週間も10日もあるときに腐らんと使えるんやと。だから、その考え方がちょっとずれているのと違うのかなと。だから、答弁、修正してもらいたいなと思っているんやわ。

○ 若林上下水道局技術部長

今回、教育委員会さんのほうで、受水槽の緊急遮断弁がついている部分とついていない部分ということでご紹介をいただきました。確かに、水が長期にわたって滞留している場合には飲み水に適さない場合もあろうかと思えます。飲料水にということでご説明を申し上げたことに関しましては、申しわけありません、一部使えないところが出てこようかと思えますので、そこは修正をさせていただきます。申しわけございません。

○ 小林博次委員長

念のために言うておくけど、お茶なんかでも、循環式の冷蔵庫、これ、24時間のお茶、腐るんで、だから、あなた方が新鮮な水やと言うても、それは思つとる新鮮なだけで、やっぱりその場所、場所、きちっとチェックしていかないと、不用意な発言をされると、日常的にもだめやと言うておるのに、いざというときは飲めるようになりますかということになると、これはもうとんでもないことになると思うんやね。

だから、その辺、実態を踏まえて、他府県では、直接、給水管を蛇口、水洗便所につないで、それを使っているわけやわね。だから、受水槽で使っているのを減らしているわけや。毎日検査して、チェックはできませんから。だから、そういうあたりと、それから、貯水槽で地下に埋まっておるやつ、あらへんの。いざというとき、地下でどうやってくみ出すんかいなど。電気がとまったら、だから、やっぱりそんなものは地下では使えんものなので、もし使えるというんやったら、普通に使えるようなものを使えると言うてもらわんと、だから、その辺、悪いですけど、ちょっと交通整理してもらって、また資料として、

それから、ここから先、こうやってしたいということが表明されておりましたから、そういう点も、時間がどのぐらいということは言いませんから、将来方向も含めて資料をつくって出していただけませんか。

○ 倭上下水道事業管理者

今ご指摘いただいた、さまざまなこちらとして今お示しをさせていただきましたので、その内容について整理をかけさせていただいて、資料として提出させていただきます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

資料の182ページ、指定緊急避難場所一覧表のところ、川島、桜、県も、高潮とか津波、ほとんど多分、こんなところまで津波が来うへんだろうというところが丸になっておるんですけど、これの理解をどうしたらいいのか、ちょっと教えてください。182ページからずっと、かなり内陸部まで高潮、津波が丸になっておるんですけど。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

ちょうど今ごらんいただいているページにつきましては、緊急指定避難場所の一覧ということで、丸印につきましては適するという、そちらでございますので、いわゆる災害のときはここはいいでしょうという、いいほうの丸なんです。

○ 伊藤嗣也委員

いいほうの丸ということは、褒めてもろうておるのかどうかわかりませんが、津波でえらい山のほうまで避難場所になっておるんで、丁寧にしてもろうておるのかなと思えますけど、もう少し現実的なのがええんかなとは思って、避難してみえる市民の方がこういったところでという意味合いと思うておったんですけども、そういうふうなのは入っておるのでしょうか。

○ 蒔田危機管理室長

再度済みません。丸印だけでは、これは適かどうか、非常に見づらいということですよ

で、例えば不適の場合はバツを打つなりして、皆さんにわかりやすい表に変えさせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員

避難所の整備等ということですので、避難所に限らず、例えば、こういった場所が災害では避難のテントを設営できるとか、車で避難してくる人はこことか、仮設住宅の場所も四日市市はまだ決まっていないみたいですし、そういったところをもし示していったほうが資料的にいいのではないかなと思うんですけど、どうでしょう。その考えがあるのか。

○ 小林博次委員長

仮設場所、この前、言うておったんやないか。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

要するに災害が起こったときに、ここはどういった目的で使うかとかということをおあらかじめ決めてということでございますので、それについては、今、うちのほうでも整理をかけて、ただ、どういう形で表現できるというのは、時間帯によって変わってくる。その辺、発災当時、1週間後、3週間後、1カ月後によって使い方が変わってくるというのもございますので、例えば、今、上程をさせていただいております神前の総合防災拠点についても、最初は人命救助を優先させますから、自衛隊、消防、警察の団体、その次に物流、物資ですね。物資輸送のために使う。その後で仮設住宅というような使い方という形で、あそこについてもそうやってきますので、それをいろんな場所についてどのように表現するかも含めて、今、新しい防災マップも検討している中でございますので、その辺で避難、――前もちょっと森委員からも指摘をいただきましたけど、――避難場所も含めて、それは一回整理をしたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

委員長、その辺、よろしくお願いたします。

もう一ついいですか。175ページ、指定避難所の件なんですけど、相変わらず水沢地区と川島地区は、地区市民センターを除いて各小学校一つだけなんです。今後、避難所の

整備の中で、人口の違いはいろいろあると思いますけど、市内の各地区、小学校一つだけの地区があるということに関して、これ、実際に避難というのは非現実的な話になってくるんですね、人数的な。その辺をどういうふうと考えられてされていくのか。つまり、例えば今、川島においては、隣の地区の中学校を、一部の住民はそちらへ避難するというところで検討をしておるわけですが、勝手にそういうことをしていいのか、ここにうたわれていませんので、ちょっと考え方というか、建物がないからそれだけなんやだけになっておるんだと思うんですけれども。

○ 山下危機管理監

指定避難所の考え方というのは非常に難しいところがございまして、結局、その地区の人が全部入られるような指定避難所なんていうのは基本的にできやんのは当然でございまして、それで、今、津波の来る場所と来ない場所も、前にちょっと申し上げましたが、かなり違ってきますが、津波が来れば当然、そこはしばらくは住めないということになりますので、当然、その人たちの指定避難場所というのは、指定避難所というのは非常に大事になってくるかなと。ただ、山間部のほうでもし土砂災害とかそういうのがなければ、今進めています耐震診断、耐震補強を十分していただいて、指定避難所で住まなくても、ご自宅で住めるような形ということをやっぱり進めていかないと、指定避難所で全てということはずっと到底不可能というのがあります。ただ、川島なんかでも、今、郊外部になりますと、結構、集会所なんかしっかりしている。自治会さんが持っている集会所なんかでも、ある意味、避難場所としても使えるんじゃないかなというふうに思っていますので、そういったことを含めていろんな啓発をする中で、できる限り指定避難所で避難をしなくてもいいような、自宅で避難できたりとか、そんなことは計画していかないけないなというふうに思っております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

私もそれはよく理解はできるんですけど、先ほど福祉のほうの関係でもありましたが、今、危機管理監のほうから少し出ましたが、在宅療養、医療を四日市市は進めていますよね。避難したくてもできない人という場合、大勢これからどんどんふえていくと思います、自宅で。そういう人たちに対して、先ほど地震対策、耐震化ということがあろうかと思う

んですけれども、そういうトータル的な市民の命を守るという観点、減災とか、そこをこのところで十分ご検討をいただくように、委員長のほうからもよろしくお願ひしたいと思ひますが。

以上です。

○ 村山繁生委員

これも個別なことですけれども、179ページの指定避難所のほう、何だかこれ、古いんだなと思ひて、旧東橋北小学校跡地になっていますので、橋北交流会館に直しておいていただきたいです。それだけです。

○ 小林博次委員長

無視しておったんか。忘れておったんか。

○ 村山繁生委員

これ、何年前につくったやつですか。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

忘れるぐらい古い。

○ 樋口博己委員

教育委員会のほうの資料で、災害用便槽整備状況ということで表をつくっていただいていますけれども、これは、既存が4カ所で、八郷に予定があるんですけど、市内で学校、小中合わせて60ですか、その中で浄化槽を活用できる学校と全く浄化槽がない学校とあると思うんですけど、その辺の整備、これから整備してできるところと、今後できないところがあると思うんですけど、その辺の状況はわかりますか。

○ 今村教育施設課参事兼教育施設課長

教育施設課長、今村です。

基本的に、先ほどご説明をさせていただきましたような形で、公共下水道の接続に伴うという形のほうでやらせていただいておりますので、今後、今現在、下水道の進捗に合わせて検討しておるところにつきましては、朝明中学校、それから内部東小学校、内部中学校、そのほかに山手中学校のほうを検討させていただいておりますという形のほうになっております。ただ、今現在、どのところが浄化槽かという資料はちょっと持ちあわせておりませんので、申しわけありません。

○ 樋口博己委員

その辺は少し整理をいただいて、もう既にずっと前から下水で、今度も浄化槽、便槽を使ったトイレが設置できないというところがあるとすると、下水の直結に対応するんだという、その整理をやっぱりしていかなあかんと思うんですよね。答弁ありますか。

○ 山下危機管理監

下水、今、浄化槽、それを便槽に変えています、それ以外の下水と直結管、伊藤委員と村山委員、それぞれご質問をいただいた点でございますけれども、それについては、今ちょっとまだそれも上程をさせていただいていまして、一応、直結管といいますか、そういうをつくるのにどういう形でやっていくかというので、来年度、常磐小学校に一回設定をするという形で設計させてもらって、それで、それをどういう形で、金額等との差は確認して、それを計画をつくって、順次進めていく方向で考えているところでございます。

○ 樋口博己委員

市内60校ありますから、予算の関係で一遍にばっとはできないと思いますけれども、一回その辺を整理いただいて、ここはこういう下水直でいくんだ、これは便槽を使うんだという整理の中で計画的に整備をお願いしたいなと思います。

それで、引き続いてよろしいですか。

○ 小林博次委員長

引き続きなら休憩するかな。

○ 樋口博己委員

ああ、そうですか。休憩ですね。

○ 小林博次委員長

じゃ、ここらでちょっと休憩をさせてください。左側、南側の時計で5分。10分間休憩、5分。

14 : 55 休憩

15 : 05 再開

○ 小林博次委員長

それでは、再開をします。

○ 樋口博己委員

避難所は、いろんな地区市民センターももちろんありますけれども、やはり小中学校の体育館がメインになってくると思うんです。古くなったところから大規模改修いただいて、前も一般質問等で確認させていただきましたけど、屋根に耐熱の塗料を使ったり、少しですけど、グレードアップしていくような大規模改修をやっていただいていると思うんです。

どうしても、例えば地区市民センターに避難された方は、電気が来ておれば空調もありますし、畳の部屋もありますので、どちらかという、いい避難所になるかと思うんです。ただ、ほとんどの方が体育館に避難されるとすると、やっぱり板の間で、決していい環境ではないということなので、一足飛びに全部空調を入れるといいよという話はあるんですけど、ある程度のこれぐらいのレベルの体育館の避難所の環境はつくっていかなあかんというように、そういう基本的な考え方をちょっと議論していく必要があると思いますし、大規模改修したところはこの規約になっていると。まだここは3年後じゃないと大規模改修しないとか、そんなところ、スケジュール感も含めて、ちょっと考え方を整理しておくべきかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○ 今村教育施設課参事兼教育施設課長

教育施設課長、今村でございます。

大規模改修に伴いましては、今、委員のほうでご紹介のほうありましたような形で、屋根のほうについては、断熱性を以前より少し足したような形で改修のほうを進めております。ただ、避難所として空調関係、エアコン等については、今、教育委員会のほうでは検討をされておられません。今後、ただ、普通教室については、32年以降、空調機のほうを設置するということもありまして、その辺のところもあわせて上で全庁的な形で体育館にそういった空調設備等が必要かどうかというのは、今後、関係のところと協議する必要があるかなという形のほうで考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

空調はあることにこしたことはないんですけども、なかなか空調というのはハードルが高いと思っているんです。だから、体育館は最低やっぱりこのグレードが必要だという、例えば体育館で集まっていたときに、情報が大事になりますので、皆さん、それぞれスマホで情報はとったりしますけれども、ただ、例えば一つ大きなモニターを持っていて、そこから絶えず情報を流すとか、そういったことも少し、基本的な考え方、整理として持っていくべきなのかな。これは教育委員会じゃなくて、危機管理監とか、全体的な考え方の中で整理が必要だなという思いなんです。

○ 蒔田危機管理室長

委員のほうからは、避難所の備品と言うと変ですけども、いろいろ便利なものということでご紹介をしていただきました。私どものほうでも、災害時の協定という形で、備蓄ではありませんけど、協定に基づいて、例えばそれがテレビであるとか、いろんな電化製品等もありますので、そこで冷房はちょっと無理としても、例えば暖房のストーブであるとかというのをお願いすることになっておりますので、そのための活用を図ってまいりたいと思っております。

○ 樋口博己委員

だから、文言的に個別な話を盛り込むことはないと思うんですけども、やっぱり体育館が非常にメインの避難所になるということで、体育館は一定の備品であるとか暑さ寒さ対策、こういったものを、また段ボールのベッドとか、そういったものを配置していく

んだという意思を盛り込んでいただけるといいのかなと思っています。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

関連なんですけど、大規模災害ではそういうふうなことなんでしょうけど、この間、羽津地区で火災があって、集合住宅で3軒焼け出されたと。十数人の市民が避難予定で、実際に避難したのは4名だったんですけれども、そのときに緊急避難所として地区市民センターを開放すると。その開放したのはいいんだけど、飲み水一つないんですね。飲み水一つない。お茶1本もないと。火事で焼け出された場合は、何にも避難するものを持っていない場合があるんですよね。毛布はあったけれども、羽津地区の市民センターの場合は、和室じゃなくてフローリングに変えちゃったんで、板の間より固いんです。そこへペラペラのじゅうたんみたいなやつを敷き詰めて対応して、それで座布団を重ねてベッドがわりにして寝ていただいた。そういうのを見て、やはり実態に即した何が必要なのかというのはもう一度洗い出しが必要だと思うんですけれども。

その後、緊急避難所としてずっと使うわけではないので、その後、危機管理監のほうから坂部の市営住宅とか用意してもらったんですけれども、そのときの手続、電気、ガス、水道の手続を個人でせいと。これでまた、印鑑、通帳一つないのに、手続できないじゃないですか。一つ一つがやはり絵に描いた、机上の論理だけで進めていくと、こんなちぐはぐなことになるのかなと。大変困った事例があるんで、やはりこの際、いろいろな現状に、実際に発災したときにどんなになるのかというのを想定しながら整備を進めていく、この条例の中に盛り込めるものは盛り込んでやっていくべきだと思うんですけれども、委員長、いかがでしょう。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

いろんな災害が起こったときの対応については、条例に盛り込んでいただくものでは、やはり住民の方、避難される方のできる限りの環境整備といいますか、その辺についてはしっかりやっていくというような形かなと。その内容については個々それぞれになると思いますが、一応そういった思いではおるといことです。

○ 森 康哲委員

思いはわかるんだけど、実際に即した内容にやはり近づけていただく必要性があるので、この際、洗い出しをしていただきたいと思いますので、要望したいと思います。

○ 小林博次委員長

また資料をつくってください。

○ 森 康哲委員

資料は要りません。洗い出しで結構です。

○ 小林博次委員長

あ、そう。

それで、時間の関係もあるんで、次に進めていきたいと思いますが。

○ 伊藤嗣也委員

避難所に、さっきペットの件の話、以前あったと思うんですけど、もう一度確認で、ペットと一緒に連れていきたいという人、結構ふえてきておるんですよ。やっぱり難しいと思うんですね、いろいろと。ワンちゃんもあれば猫ちゃんもおるし、お水も要るし、餌も要るし、排泄物もある。そういうその辺はどのように、もうちょっと確認を込めて教えていただきたいと思うんですけど。

○ 永田健康福祉部長

ペットの場合、以前はなかなか連れていけなかったということで、連れていきたいという要望はございます。ただ、国のほうでも少しその方針は変わっているようでございます。ちょっと記憶でしゃべって申しわけないんですが、一緒に避難はしても、体育館から少し離れたところで、例えば自転車置き場みたいところに置くとか、ただ、管理はペットを飼う方がやらなあかんとか、ちょっとその辺、まだ完全にこれがベストだという形にはなっていないと思うんですね。ですから、今後も国として、どういう避難所の開設、運営をしていくかということも、こちらも研究しながら進めることになると思います。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。国の方向性に合わせていくということですね。そうしましたら、またその辺、今は決められないかもわかりませんが、よろしくお願いします。

○ 小林博次委員長

それでは、次に移りたいと思いますが、よろしいか。

23のボランティア活動への支援、これに移りたいと思います。

○ 水谷健康福祉部次長

23、ボランティア活動への支援でございます。資料のほうにつきましては、再掲になりますが、08健康福祉部、こちらの6分4から6ページに記載してございます。再掲の08の健康福祉部、6分の4から6分の6ページに記載してございます。

○ 小林博次委員長

あいていますよ。もう開けてあるよ。開いてないの、そっちだけ。

○ 水谷健康福祉部次長

よろしいでしょうか。

災害時には、四日市市社会福祉協議会と連携をしながら、総合会館の4階のほうで災害ボランティアセンターの本部を設置いたします。ここでは災害対策本部との連絡調整機能のほか、被災の状況やボランティアニーズなどの情報収集に努める一方、ボランティアの募集など、情報発信も行っていくこととなります。そして、被災地もしくはその周辺にサテライトという形で、例えば地区市民センターの軒先を借りるような形で災害ボランティアセンターのほうを設置いたしまして、被災の状況に応じて現地のほうでボランティアのほうの受け付けをしながら、こういったふうな活動をしてほしいというふうな協力を依頼していくような形となります。

簡単ですけれども、説明のほう、以上でございます。

○ 小林博次委員長

資料に対する質問があれば出してください。

○ 山口智也委員

熊本市のときもそうだったんですけれども、私もちょっとボランティアで行かせてもらったときに、益城町の場合は、たしか農機具のヤンマーやったかな、農機具の民間企業が持っている広大な敷地をお借りして、ボランティアの受け付けなど、ここで言うサテライトでしょうか、みたいなものを設置されていたわけなんですけれども、本市の場合、そのときにならないと、どこに設置というのはわからないのかもしれないんですけれども、事前に広大な敷地が必要とするならば、民間の企業との協定でどこかを確保しておくみたいな、そういう準備というのは本市としてはしているんでしょうか。

○ 永田健康福祉部長

ボランティアの受け入れのための拠点ということでお答えをさせていただきますと、基本的には、今ですと、南海、東南海の大きな海側の被害というのが想定されていますので、どちらかというところ、山側のところに拠点をまず、ベースになるような大きな拠点を置けないかということで検討していると。これは、危機管理監と私どもと協議をして決めていくような形になろうと思います。そこから、ここに書いてありますようなサテライトへ送っていくようなことになると思います。場合によっては、こちらの本庁地区のあたりが使えるのであれば、この建物の隣の総合会館とか、そちらも一つの拠点としてやっていくことになると思います。

このマニュアルに書いてありますように、1のところでは災害のボランティアセンターを社協のほうでまず立ち上げて、その後、大規模災害であれば、市の災害ボランティア本部という形で移行していくと。そこで情報収集して、災害対策本部と連携をして、被害の情報、それからボランティアの必要性を集めてきて、それを人をどれだけ送る必要があるかということでサテライトへ送るといった流れになると思います。ですから、大規模なところというのは、どちらかというところ、今は山側で拠点を整備するのを検討しているという段階です。

○ 山口智也委員

本当の大規模な災害のときは、市外、県外から来ていただく形になるので、山側で確保するというのであれば、例えばイメージ的には、曾井の中央分署とか、ああいうところ、

山側になってくるので、そういうところも一つの拠点になると思うんですけど、車両もたくさん来ますので、そうなる、一つのグラウンドぐらいの広さがやっぱり必要になってくるので、それは今後、しっかり準備として検討していただきたいと思います。

それはちょっと意見なんですけれども、条例でちょっと一つ加えたほうがいいのかなと思うのが、実際、大規模になったら市社協でまず立ち上げて、それが災対本部と連携してなっていくと。だから、市社協と危機管理室、市民文化部、健康福祉部がしっかり連携して立ち上げていくという、また、広域には県の社協や全国の社協とも連携していかなあかんということなので、ここの項目では、やはり実際の想定をして、合同の訓練ですとか、そういったことも場合によっては必要になってくるのかなと思いますので、委員長のほうでまた整理していただければと思います。

○ 小林博次委員長

考え方は聞いておく。

○ 山口智也委員

はい。

○ 永田健康福祉部長

実際に、山口委員も熊本のとき行っていただきましたように、社協のほうとしても、実際に災害のところへ行きまして、立ち上げの今後の本市で起こった場合の訓練のために実際に行って、そちらで要員として状況も確認しながらやっておりますし、その後、例えば四日市大学とかのボランティアと一緒に同行して現地を確認するというようなことをやっております。

その辺をもとに災害本部を立ち上げるんですが、その場合は、私どもの市の社協としてもボランティアセンターの運営に当たりますけれども、大規模災害になると、基本的には県の社協のほうから人員が参ります。その辺については、県の要員が来て、そのボランティア本部をつくるということで想定も既にされております。ただ、おっしゃっていただいた具体的な訓練というところまでは、通常的なものは恐らくやっていたと思うんです。ちょっと記憶なんですけど、訓練はありますけど、あるいは講座とか情報提供もしていますが、具体的に県の社協が来て訓練をしたというようなところまではいっていないという

ふうに思います。

○ 山口智也委員

ですので、やはりそういったことも必要ですよねという話をちょっとさせていただきました。

○ 森 康哲委員

今の山口委員とのやりとりを聞いていて、ちょっとお聞きしたいのは、市社協の今の実態なんですけれども、各地域にある社会福祉協議会は、もう資金の受け皿だけになっていて、実態はまちづくり推進協議会とか、いろいろな各種団体の一つになっていると思うので、市社協としての、例えば今提案があった合同訓練をやろうとしても、なかなかうまくいかないというふうに思うんですが、実態はどのように考えてみえるのか。

○ 永田健康福祉部長

各地区の社協さんについては、福祉とかいろんな面でお世話になっているわけですが、災害のボランティアということで実証するのは、総合会館にございます市の社会福祉協議会、こちらの人員でやる想定をしております。実際に広域の災害ボランティアセンターの強化事業ということで、近隣の3市3町で災害時に協力する体制のための運営マニュアルとか、その辺について調整をさせていただいているということで、県の社協といっても、同じように県の社会福祉協議会、住民の方というよりは、職員としての部分が乗り込んできて、一緒に災害の本部を運営するというような想定でございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、市社協はこの中心部にある本部のほう、本当の市の社協の人員でやると。そこから先の実際の避難所の末端のところへの訓練というふうになると、そこで途切れてしまうおそれがあるんですよ。実際にボランティアがどういうところにニーズがあるのかというのを、結局、ここの市の社協の部分だけでは把握し切れない。やはり避難所を通して、各地域の情報を集めてこなきゃいけないはずなんですけど、その連絡経路というのは多分構築されていないと思うんで、やはりそういうところをカバーできるような仕組みにしておかないかんと思うんだよ。

○ 永田健康福祉部長

それで、地域の問題として、森委員からおっしゃっていただいたように、確かにボランティアをどれだけ派遣するかとか情報をつかんで、各地域の被害状況をつかむのは非常に難しいと思います。やはり住民の方にもご協力をいただかないとできない部分もございます。一つは、先ほど言いました市の社会福祉協議会が立ち上げたもの、大規模災害であれば、市も一緒になってボランティア本部をつくると。それは災害対策本部のほうから被害状況をつかむという意味でも共有するというので、一つは各地区の市民センターも通じた、分隊とかも通じた情報収集はさせていただくと。それからもう一つは、まだ全てできていませんが、中には地元の方がそういう災害ボランティアのコーディネーター的なことを研修を受けていただいて進めている地区も、数少ないですけど、ございます。市の社会福祉協議会、私どもとしては、そういう地域での中心的な方、恐らく自主防の方たちにご協力をいただいて、そういうボランティアのサテライトの立ち上げというのを、これからご協力を仰ぎながら一緒に考えていく。講座といいますか、一緒にどういうふうにするかというのを広めていく必要はあると思っております。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 伊藤嗣也委員

ボランティアの方、全国から恐らく来られるだろうと思う。いろんな災害によると思うんですけども、ただ、今、東日本でもあったように、ボランティアという格好をしながら泥棒に来る人も実際にはみえるわけですね。特に避難されておれば、その家は無人の状態、鍵もかかっておるのかどうか分からないわけです。ですから、そこは実際にどうするのかという、これ、大きな問題だと思うんです。善意で来ていただく方がほとんどだと思いますよ。だけど、中にはそういう人、夜間なんて特に治安も悪化しますし、そこら辺の部分がどこを見ても出てこないんですけど、そこら辺、どう考えておられるんでしょうか。

○ 小林博次委員長

もう休憩はしませんよ。誰、答弁。また勉強しておくかね。

○ 山本都市整備部長

都市整備部、山本です。

所管ではございませんが、市内の防災訓練はかなり数多く足を運ばせていただいておりますので、市内の状態で知っている範囲内で申させていただきますと、やはりきちっとマニュアルをつくっていただいている地区には、自警団的な要素のものをきちっと決めて回っていただくというようなマニュアルを、海岸線の地域のところはよくつくられておられます。私が行っている範囲では、ちょっと真ん中ぐらいから海のほうが多いものですからあれなんですけど、やはり地域ではそこまできちっと考えていただいている地区が非常に多くなってきている、そのように感じておりますので、ご心配の要素のところは、やはり地域がよくお考えになっている状態にある、行政が指導したというわけではございませんが、やはりきちっと学習をしていただいている状況はあると思います。

○ 伊藤嗣也委員

ある警察官の方に聞いたら、防災と防犯は表裏一体であるということ警察は考えていますという言葉も昨今聞いたわけなんですけど、地域力というのは問われていると思うんですね。ですから、高齢化に向けて、地域力が試されておるといいますか、地域力の格差というのが四日市市内においてもどんどん出てきておるといいます。それもこういった場合にひとつ影響するのかなと思いますので、今から行政のほうでも十分検討いただいて、地区、市民の皆さんといろいろと協議していただきたいと思いますので、また委員長のほうにその辺もよろしくお願いいたします。

○ 樋口博己委員

先ほど山口委員からボランティアの受け入れ場所ということで、本部はこの横ですけど、実際、やっぱり車がたくさん来るといようなことで、郊外の広い場所ということの想定があると思うんですけども、それでちょっと先般もお聞きしたことがあったんですけど、四日市大学、四日市看護医療大学との連携、活用がまだ明確になっていないというようなお話もあったと思うんですけど、例えばボランティアの受け入れのサテライトの大きな一大拠点として、四日市大学、四日市看護医療大学、あの辺が物資もいろんなものがそろふ防

災エリアになりますので、そんなお考えというか、そんなイメージはどうなんでしょうか。

○ 山下危機管理監

四日市大学につきましては、ご承知のとおり、あそこは物流の広域防災拠点がありますし、私どもの消防の分署もありますし、私どもの倉庫もあります。あそこはかなりの台数の多分トラックが入ってきたところで行ったり来たりする。それで、四日市大学さんにも今、いろんな部分で物流でのお手伝いといいますか、そういったものをお願いしておるといことと、逆にいいますと、あそこって場所が広いというイメージがあると、車中泊であそこから上がってきて、そっちへ入っていく方もみえるというようなこともございますので、あそこにボランティアの方をお連れ、そこで拠点にするというのは、非常に私どもは厳しいのではないかなと今は考えています。だから、ちょっと車の整理をしないと、なかなかあそこへ個人の車を集めてくるというのはかなりきついかなということ、ほかの場所でやっぱり確保をしないといけないというふうには考えております。

○ 樋口博己委員

わかりました。そういう整理をいただいているんなら結構ですので、またボランティアの係留先だけ検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 小林博次委員長

そのあたりがちょっと甘いような感じがあるので、また後ろで詰めます。

それでは、24の豪雨時の浸水対策に移らせていただきます。

資料について、説明はありますか。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

それでは、お手元、タブレット、戻っていただきまして、再掲、危機管理監の多い資料でございますけど、210ページからとなります。210ページから最後までとなります。

よろしいでしょうか。

ちょっと210ページは地図のコピーということで、今現行の四日市市の防災マップの一例ということで載せさせていただいてありますし、次のページにつきましても、内水氾濫

の想定図ということで、これも一例ということで載せさせていただいてあります。

続いて、次のページへちょっと移っていただきたいんですけども、212ページのほうにつきましては、水防倉庫の一覧ということで載せさせていただいてあります。

213ページからは、先ほどはちょっと地震の事例ということでしたけれども、今回は風水害の事例ということで、これが213ページから216ページまで、これは本市にかかわる部分でございます。

同じような事例となりますけれども、217からは全国の風水害事例ということで、最終ページまでそれで資料としておつけをさせていただいております。

簡単ですけど、以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

資料に対する質問があれば出してください。

○ 山口智也委員

一番最初の防災マップなんですけれども、各地区あると思うんですが、結構見ている、何か実態と合っていないんじゃないかなというところがあったりするんですけども、これは一旦つくって終わりではなくて、定期的に見直しというのはされたりするのでしょうか。

○ 蒔田危機管理室長

今、委員のほうからは、ハザードマップの更新はどうかということでご質問をいただきました。今回の予算の中にも、実はハザードマップの改訂といいますか、修正といいますか、その関連の予算をちょっと実は上げてございます。

昨今、国管理河川であるとか県管理河川の大きな市内の川ですけれども、想定最大規模と言われる、1000年確率と言われるものなんですけど、1000年に1度ぐらいは起きるだろうというひどい想定を実はもう河川管理者が発表しております。そういう資料を皆さんにお届けをしようということで、それはあくまで一例ではございますけれども、そういうテーマを入れながら、今、委員おっしゃっていただいた現実のというのがありますし、今の現行そのものについては、河川氾濫を今までの部分のやつを重ね合わせて表現をしております。

ますので、結構ひどいところが大きくなったり、いろいろしておりますので、住民の皆さんが利活用しやすいようなマップにということで、来年度以降、地域のほうに入らせていただいたり、皆さんからご意見を賜って、マップづくりをちょっと推進してまいりたいと考えています。

○ 山口智也委員

ぜひ進めてもらいたいと思うんですけど、河川だけではなくて、やはり山肌をなかなか浸透せずにそのまま、降る量が変わってきていますので、河川以外でも流れ込んでくるとい実態があるので、しっかり地域に入り込んで、地域の意見をしっかり定期的に聞きながら、定期的な更新をやっぱりやっていくべきかなというふうに思います。

その豪雨時に、慢性的にここはもう本当に毎回水がつくというようなところというのは市としても把握されているとは思いますが、そういったところを計画的にやはり修繕、対策を打っていかなあかんというふうに思う箇所もあつたりするんですけども、中心市街地の場合ですとか、楠の場合ですとかというのは本市も対策をずっと打ってきたんですけども、それ以外の郊外の部分でも、もしそういうところが把握されているのであれば、計画的にやはり対策を打っていかなあかんと思うんですけども、もしお考えがあつたらお願いしたいと思いますが。

○ 川島下水建設課参事兼下水建設課長

下水建設課長、川島です。

下水の部分でまずお答えさせていただきます。

きょうの資料に計画事業の説明は添付させていただいております。今ご意見いただいたのは、それ以外に土地利用が変わってきたりとか、あるいは局部的に弱いところはどんなところがあるんだというような観点かと思います。このあたりについては、今申しましたように、宅地開発が進んだりとか、今まで畑やつたところが住宅になったり田んぼになったりとか、局部的に水の流れが変わったりします。そういうところで、今現在、私どもで把握しておるといのか、最近頻繁に起こるようになったのが東の周辺のところは特に、あすなろう鉄道の北側といのか、西側といのか、あのあたりが最近、頻繁に冠水するようになってきました。このあたりについては、来年度の予算で設計業務委託を計上させていただいたところなんです。それ以外にも、昨年から実施しておるところなんですけど、例えば六

呂見とか、それから霞ヶ浦南部のようなところは、地形的な問題もありまして、頻繁にすり鉢のようなところで冠水が多くなっておると。そういうところの局所改良ですね。計画事業とは別に局所改良、あるいは設計、対応というものもあわせて進めておるような状況です。

それと、地域からの自治会さん、あるいは土木要望の折には、最近、このあたりがよくつくようになったとか、この辺の水の流れが変わってきたとか、そういうような情報の提供をいただきまして、雨の際には私どもの職員が直接出向いたり、地域から連絡をいただいたら、その情報提供をいただいて、そういう水の変化、そういうのもできる限り捉えて、少しでも改善ができるように、また、維持管理的な修繕であったり清掃も極力適切に行うようにあわせてやっておるところです。

下水としては以上です。

○ 伴河川排水課長

河川排水課長の伴でございます。

基本的に、河川も下水と同じく、持ち分、エリアが違っておるだけで、状況としまして、日常から浸水しやすいところなんかは通常のパトロールで把握しておりましたり、地域からの声で把握したりというところがございますが、局部的な改良で解消が可能であるところですか、あと日常の管理、水路ですとか川の堆積カ所のしゅんせつとか、そういうことをすることによってある程度解消するところもございますので、そういう局部的な解消ですとか日常の管理を進めるとともに、資料にもございますが、抜本的に河川を広げるといふ事業とあわせて、そういうことを進めております。

○ 山口智也委員

ありがとうございました。

局部の改良でも、それだけでもやはり多額の予算が必要になったりする場合もあると思いますので、地域の声をしっかり聞きながら、それを何年も放置するようなことがないように、計画的にやっぱり改良を進めて解消していただきたいなというふうに思いますので、こうしたこともニュアンスをまた盛り込んでいく必要もあるのかなと思います。

以上です。

○ 小林博次委員長

引き続き、タブレットの11、説明してくれるかな。

○ 川島下水建設課参事兼下水建設課長

下水建設課長、川島でございます。

資料は11の（再掲）上下水道局、都市整備部という19ページになる資料でございます。

その部分の19分の16をおあげください。

16から18が上下水道局、下水道による浸水対策の部分でございます。

19分の16で、上下水道局では、下水道による浸水対策といたしまして、国の交付金事業を活用して、ポンプ場や雨水幹線などの基幹施設の整備を進めております。16ページに示しておりますのは、現在の事業計画の区域になっております。

17ページをごらんください。

その計画に対して、グレーで着色しておるところは、今現在、雨水幹線の整備が進んでおるエリアになります。計画に対する進捗率としましては62%、計画外の浸水対策も含めて、面的なエリアとしては50%の進捗率になっております。沿岸部にはポンプ場を整備しておって、そこへ導く幹線を整備しておるという状況でございます。

次のページが、今現在、中心市街地で進めておる、中心市街地につきましては、基本的な施設が概成しておりますので、補完するような形で調整池、あるいは貯留管というものを整備しております。上に諏訪公園調整池、それから中央通りの貯留管、現在、進めようとしておるのが浜田通り貯留管になります。

以上でございます。

○ 伴河川排水課長

伴でございます。

次のページには、現在、市のほうで行っております河川整備、先ほど申しました計画的な整備のところをお示ししてございます。現在、市のほうにおきましては、国の交付金事業としまして、朝明新川、米洗川、源の堀川の三つの準用河川の整備を進めております。あわせまして、普通河川の三鈴川においても整備を進め、治水安全度の向上を図っております。

特に今年度におきましては、米洗川と朝明新川において拡幅の工事を進めており、また、

源の堀川と普通河川三鈴川におきましては、拡幅に向けた設計ですとか、拡幅に必要な用地の取得に努めておる状況でございます。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとう。

質問があれば出してください。

(なし)

○ 小林博次委員長

特にないようですから、この次は20、21、22、23、24、これの条文案をやらせていただきます。よろしくお願いをしたいと思います。それとあわせて、(28) 応急体制の確立、(29) 避難所の開設、(30) 医療救護体制の確立、(31) 帰宅困難者への支援、これ、先に(33) 復興体制の確立まで同時に資料、出せるか。

○ 一海議会事務局主幹

出せます。はい。

○ 小林博次委員長

32の復旧復興対策、33の復興体制の確立、こういうところの資料をあわせて出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議論し足りないところは、またこの次、させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

意見は聞き及びましたので、後で調整をさせていただいて、条例案に反映できるような努力をしていきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

そうすると、あと、日程の調整です。この次は3月28日午前10時、これ、都合の悪い人、おりますか。

3月29日午前10時、都合が悪い人はおりますか。

28日、今、1人都合が悪いのがおりましたから、29日の午前10時、これで決定します。

29日の午前10時からということで委員会を開かせていただきます。

〔次回日程は3月29日と決定する。〕

○ 小林博次委員長

きょうのところはこれで終わりやな。

じゃ、きょうはご苦労さんでございました。ありがとうございました。

15 : 45 閉議